

質 問 趣 意 書 提 出 書

知事に文書による質問をしたいので、神奈川県議会会議規則第83条第2項の規定により、別紙のとおり質問趣意書を提出します。

平成30年9月21日

神奈川県議会議長 桐 生 秀 昭 殿

神奈川県議会議員 北 井 宏 昭

ひきこもり対策について

これまでも本県では、様々な場面でひきこもり問題が講じられております。

なぜ、行政としてひきこもり対策を事業化しなければならないかと言うと、通常であれば学校を卒業した後は、就業・就労して納税することになります。ひきこもりの問題が生じると、税金を納められなくなるばかりか、生活保護等に移行してしまうことになりかねず、財政にとっての損失だけでなく、大きな負担になるからです。これは、全庁的な共通認識としての大きな県政課題です。

本県のひきこもり対策については、平成29年第3回定例会・本会議で、40歳以上のひきこもりについて「まずは、ひきこもりに関する実態調査を実施し、本人と家族が抱えている課題をしっかりと分析した上で、有効な支援のあり方について検討していく」、そして今定例会では「県は今年度、青少年に限らず、幅広くひきこもりの実態を把握するため、相談支援を行っている行政機関やNPO等に対して調査を行う」との答弁がありました。

全国のひきこもりの実態調査については、平成29年の共同通信社のアンケートによると、全都道府県の4割超の21都府県が独自に実態把握に乗り出しているとのこと。すでに実態調査を行っている自治体は多く存在しています。従って、これから実態調査を行うのであれば、先行自治体を追い越すような、黒岩県政らしい調査内容にすべきと考えます。

これまで様々な事業を行っているものの、ひきこもり問題が改善しない理由として、結果へのコミットメントが足りないことと考えます。本気で問題を解決しようとするならば、そのターゲットを見極めるための情報収集は絶対的に必要な準備です。しかし本県では、ひきこもりの実態調査を行っていないため、データベースはありません。

さらに、事業前後のデータが無く、事業を行ったその後がどうなったのかの検証も出来ないため、事業評価も出来ません。

ひきこもり支援事業の目的として、本人や家族の弱った心・病んだ心に寄り添うことも大切ですが、当事者本人を社会的に自立させることが重要と考えます。

そのための情報収集としては、多くの自治体が行っている「属性」「現在の状況」や「課題・問題の抽出」といったレベルではなく、具体的な実態調査が重要になります。加えて、縦割り行政の弊害である、39歳以下や40歳以上等の線引きを止めるべきです。

ひきこもりの実態把握とデータベース化については、それ相応のマンパワーが必要で準備しなくてはなりません。市町村および社会福祉協議会、民生委員等からの協力は不可欠です。

そして実態把握については、ひきこもりの原因・要因を確認することが重要です。

発達障害等精神的な障害の傾向・精神疾患の傾向の有無と、ADHD・ASD・統合失調症・躁うつ・LD・適応障害、等々の傾向の分類も必要です。医療機関にかかる必要があるのか、服薬が必要なのか、はたまた、福祉でカバー出来る程度の症状なのか、そのレベル・程度の分類をすることになるでしょう。

身体的な要因の有無もあります。自立可能かどうか、重症・重傷なのか、その軽重の分類も必要と思われる。

また、前記以外の家庭的要因＝マルトリートメント（不適切な養育）や、ネグレクト経験、貧困による教育不足、親への反抗系・等々の分類。そして、無気力系・無自覚系・怠け者系・甘ったれ系・サボリ系、等々の分類。さらに、いじめ・パワハラ等による人間不信がもたらすひきこもりや、服役後の職に就けない犯罪者系もあろうかと考えます。

そのような要因を把握した上で、それぞれの「特性に合わせたケア」が重要になるのです。

また、ひきこもりの中には、発達障害等精神的な障害の傾向・精神疾患の傾向があると見受けられる例も少なくないとの報告もあります。

その場合、彼らを受け入れることが出来なかった社会全体にも原因がある、と考えます。そこには「共生の理念」とは相容れないコミュニケーションが存在したと察せられるため、共生社会としての観点からの対策が重要です。「ともに生きる社会かながわ憲章」を掲げる本県においては、待った無しの非常に大きな課題にもなります。

本県では現在、ひきこもりを担当するのは福祉子どもみらい局ですが、ひきこもりの要因・原因は多岐にわたるため、実際に関与する部局も、健康医療局・政策局・産業労働局・教育局・神奈川県警察本部・等々多岐にわたると考えられます。

今年度のひきこもり関連事業を見てみると、福祉子どもみらい局の「子ども・若者支援事業」と同局の「青少年相談等支援事業」であり、その事業費は 24,990 千円と 36,000 千円の中の一部がひきこもり対策になりますが、これだけで満足な調査が望めるとは思えません。今年度行うとされる、「相談支援を行っている行政機関やNPO等に対する調査」だけでは、一部に対するアプローチに過ぎなくなります。

よって、実態を認識するには、将来を見通したしっかりとした財政措置が必要なのです。

そこで、知事に伺います。

- 地域で孤立しているひきこもりの実態を調査しデータベース化していくためには、市町村レベルでのチームの編成＝マンパワーが必要であり、そのチーム編成に対する財政措置が必要です。早急に、しっかりとした予算を計上すべきと考えますが、知事のご所見を伺います。
- 併せて、県庁内でも部局を横断して構成するチーム編成が必要と考えますが、知事のご所見を伺います。

以上